ら人、よく〳〵たづねさたすべし、おなじく殿もむれうにゆきむかふべきなり、

〔年中行事秘抄十二月〕下午日御髪上事用立春以前、或中午、

藏人給御髪等、向主殿燒之、　新式云、午日上御髪事、大寒後立春前午用之、如件文者、神今食以前、不可有其忌歟、　長暦二年十二月七日壬午、御髪上也、可用神今食以後立春以前午、而依當行幸日問左大臣、申神今食以前不可忌之狀、安和二年例也、

土用間御髪上例　保安三年十二月廿一日丙午、御髪上、土用間也

〔夕拜備急至要抄十二月〕一御髪上午日　六位藏人沙汰、然而可尋沙汰、

〔公事根源十二月〕御髪上　下午日

藏人御ぐしのけづりくづを給はりて、主殿寮にむかひてやくなり、此外ことなることなし、

〔後水尾院當時年中行事十二月〕御ぐしあげ、これも陰陽頭勘文によりて日時を定らる、年中の御ぐしのおち、御つめ、御もとゆひ等の物をとりあつめて、大たかだんしにつゝみ、上をかう捻にてからげ、所々沈香をさしはさみ、すゞしの包に入、つゞらのふたにすゑて出ス、女官とり傳へて藏人衞士にくだす、吉方にむかひてこれをやく、事をはりて、きぬのつゝみ、つゞらのふたをもて參る、きぬの包は女官に給はるなり、

〔禁中年中行事十二月〕御髪上十二月中撰吉日有之　極蔕催　奥ヨリタト持參極蔕ニ渡ス、スヾシノ袋ニ入、　御髪上役人　衞士勤之　松明　主殿寮調進

〔慶長日件錄〕慶長八年十二月廿九日、女院御所御髪上也、參勤、舟橋秀賢

〔大江俊矩公私雜日記〕文化六年十二月廿五日辛亥、御髪上、卯刻予參勤、屆議奏卿前、番山科中納言承知、衞士藤井伊豫掾同刻出仕也、仕丁之事、番頭代へ申置如例、　一午刻頃、當番議奏花山院右大將被招、御髪勘文添盛御文匣蓋清火手燭等被渡、如例可奉仕旨被示、即於直廬階邊申之了、尤衞士予家來仕